

令和2年3月9日

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

標記の件に関しましては、令和2年3月6日に厚生労働省保険局保険課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」が発出され、Q&Aが示されたところです。

本会において、留意点を以下のとおりまとめましたので、今後の対応にあたっての参考としていただくようお願いいたします。

【留意点】

- 1 検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定された場合は、自覚症状の有無にかかわらず、労務に服することができないものとして、陽性判定以降は、傷病手当金の支給の対象となります。
- 2 発熱等の自覚症状があるため自己の判断により自宅待機していた期間は、療養のため労務不能な期間として、傷病手当金の支給の対象となります。
※ ただし、自覚症状がない場合や医師の意見書等を参考に保険者が労務可能と判断した場合についてはその限りではありません。
- 3 医師の意見書が添付できない場合には、支給申請書への記載、事業主の労務に服さなかつた旨の証明等により、保険者において労務不能と認められる場合は、傷病手当金を支給する扱いとされています。（Q4 参照）
事業主の就労状況証明、及び療養状況の把握に係る本人の申し立てを求める場合の参考様式を別添のとおり作成しましたので、必要に応じてご活用ください。
- 4 法律等に基づかない使用者の独自の判断により、例えば、会社が感染拡大を防ぐための予防措置として、37.5度以上の熱など一定の症状がある従業員をそれだけの理由で一律で出勤停止にする場合のように、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。
休業した被保険者が労務不能と認められることにより傷病手当金の対象となる場合は、当該休業手当について報酬調整の対象となることにご留意ください。

本件に関しましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。